

令和2年 第6回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年6月15日（月）午後2時00分～午後3時43分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出					
委員	1番	三代 忠佑	欠	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出		

5. 議事録署名委員の指名

2番 麻生祐三子 3番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 藤田 美智
係 員 後藤 海帆 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第26号 農用地利用計画変更係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第30号 空き家に付随した農地の指定について
- (6) 議案第31号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (7) 議案第32号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
それでは、これから進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名あります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、举手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第6回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時7分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。2番 麻生祐三子 委員、3番 後藤綾子 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告ですが、令和2年第5回定例総会から本日の令和2年第6回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。（資料1を朗読）

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおり番号1番から番号9番までの9案件について朗読）以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

- 議長 これより、日程4の議事に入ります。
まず、「議案第26号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。
- 農業振興課 農業振興課の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第26号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和2年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。
- 議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
それでは、番号1番から番号3番の3案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号1番及び番号2番の2案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。
- 2番委員 2番、緒方の麻生祐三子です。6月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件については、申請者 ●●●代表者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は●●●の共有地であり、当時から管理をしていた●●●氏の亡父が、平成10年頃にヒノキを約200本、杉を約240本植えた。今後は売買して、さらに杉を100本植林する計画をしている。以上のことから、申請地に植林を行って管理したいので、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。
次に、番号2番の案件については、申請者 ●●●代表者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は●●●の共有地であり、申請地を亡父の代から管理していた●●●氏に売買することで話がまとまり、新たに杉を200本植える計画をしている。以上のことから、申請地に植林を行って管理したいので、除外をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。
- 以上、報告します。
- 議長 次に、番号3番の案件を11番 廣瀬英雄 委員にお願いいたします。
- 11番委員 11番千歳の廣瀬英雄です。6月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いた

します。番号3番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、買取希望者の●●●●氏が住宅建築のために、周辺で代替地を探してみたが、適当な土地が見つからなかつたことから、譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず売買するために除外したいとのことであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に変えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能であるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第26号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようであれば、質疑を打ち切り採決します。

議案第26号については、意見を求められております。

審査報告は、番号1番から番号3番までの3案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第26号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番から番号3番までの3案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、を議題とします。
それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年6月16日公告予定分を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第27号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手を求めます。

事務局 举手全員です。

議長 举手全員により、議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 42 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 43 分)

議長 次に議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の 1 案件を 10 番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10 番委員 三重の工藤幸市です。6 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん外 2 名から、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、既に三重町内で基盤強化法による賃貸借契約を行っており、この度、営農の効率化を図るため、豊後大野市での経営面積を増やしたいと思いた人に農地の紹介を依頼しました。譲渡人は全員が農業を行っておらず、それぞれ管理に苦慮していたため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 231 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 24 番 高橋 正 委員にお願いいたします。

24 番委員 緒方の高橋 正です。6 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●代表者 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は●●●の共有地で、平成 28 年度から固定資産税の支払いが必要になった農地です。当初、●●●●外 20 名

名義となっていましたが、今回、令和元年 11 月 25 日に●●●に所有権保存登記を行いました。その後、譲受人の祖父の代から管理を行ってきた申請地を売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、112 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えていいます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 12 番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12 番委員 緒方の三宮憲治です。6 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。申請地は、譲受人の経営地隣接地で利便性が良いため、譲って欲しいと譲渡人に相談したところ、譲渡人も市外在住で農地の管理が困難であるため、贈与することで話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、170 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えていいます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 4 番 木村滋一郎 委員にお願いいたします。

4 番委員 4 番、千歳の木村です。6 月 4 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんの売買による所有権の移転についてであります。譲受人は、申請地を約 10 年前から管理してきましたが、自身の経営地に近接しており利便性がよいため、譲ってくれないかと譲渡人に相談しました。譲渡人は、高齢となり後継者がいないため農地の整理を検討しており、売買で話がまとまったため申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 53 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていきます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 28 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

3 番委員 3 番三重の後藤です。2 番案件についてですが、●●さんは大分市の方ですが、耕作が出来るのですか。

24 番委員 審査報告をした高橋です。●●さんは現在、大分市在住ですが農地の管理をされていて、将来的には緒方の実家に戻る予定です。

14 番委員 14 番工藤です。今の件に関連して質問します。売買金額が 1,100 円と、かなり安いと思います。理由があるのですか。

24 番委員 この価格は、実際の事務手数料と聞いています。土地に関しては贈与みたいなものですが、さすがに 0 円ではということで手数料分を支払うようです。

- 議長 それでは、3番委員、14番委員よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。
- 4番委員 4番千歳の木村です。今の2番案件ですが、譲受人の●●さんは会社員ですが農業の従事日数150日をクリア出来ているのですか。
- 24番委員 はい、会社員ですが勤務が再雇用で会社に毎日行かないみたいです。農業の150日はされています。
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第28号の番号1番から番号4番までの4案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告あります。
- これから採決します。議案第28号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。
- 9番委員 三重の久保田直宏です。6月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 株式会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてあります。譲受人は、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ、申請地が候補に挙がり、遠戚にあたる譲渡人に相談しました。譲渡人は農業を営んでいないため、管理に苦慮していた農地であった事から、売買する事で話がまとまり、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。
- 議長 次に、番号2番の1案件を14番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14 番委員 14 番大野の工藤妙子です。6月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。譲受人は、太陽光発電施設の設置を計画し、事業候補地を探していました。いくつかの候補地を検討しましたが、金額面で断念していたところ、譲渡人所有の申請地は日照・面積等条件が良く、相談したところ売買で話がまとまり、今回申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 5番 犬飼の小野不二夫です。6月5日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●●●株式会社●●●●●●代表取締役●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人である株式会社●●●●●●は、クリーニング業、ふとん丸洗い、リネンサプライ業等を行っています。事業規模が拡大し、譲受人の所有する車両の管理スペースが手狭となってきたため、新たに駐車場を設置する計画を立て、農地以外で条件に合う土地を探しましたが見つからず断念していたところ、譲渡人所有の土地が候補に挙がりました。譲渡人に相談したところ、譲渡人も高齢となり農地の整理を考えていたため売買で話がまとまり、今回、申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第29号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第29号の番号1番から番号3番までの3案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第29号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第30号 空き家に付随した農地の指定についてを議題とします。事務局か

らの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第30号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付隨した農地の指定について審議するものです。
それでは、議案第30号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第30号 空き家に付隨した農地の指定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第31号 農地移動適正化斡旋委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第47号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切ります。
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。
それでは、番号1番の案件を、5番 小野不二夫 委員と43番 渋谷芳男 委員にお願いします。なお、この案件については、お世話をさせていただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんへの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、「議案第32号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局

農業委員会事務の実施状況等の公表につきましては、平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法の第 37 条で「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他、農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表しなければならない。」と定められており、情報の公表が法定化されております。

また、改正法の施行規則第 15 条により、事務の実施状況は、毎年 6 月 30 日までに公表することとされ、公表期間は当該公表の日から 3 年間とされています。

なお、この件につきましては、予め先般の地区審査会や地区会議で皆さんにその内容についてご説明しご承認いただいたところですが、今回のホームページ等で公表するに当たり、改めて定例総会で皆さんのご承認をいただきたいと考えていますので、ご了承お願ひしたいと思います。別冊の議案第 32 号をご覧ください。農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

(議案書のとおり、「議案第 32 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」1 頁から 12 頁について朗読) 以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは議案第 32 号につきまして、これより質疑を許可します。

13 番委員

13 番犬飼の後藤です。今、説明を受けました目標、活動内容などですが、人農地プラン一つとっても地元で活動している自分たちには農業委員の活動が見えづらいです。目標を掲げるだけでなく具体的な行動に結びつけていく。荒廃農地を増やさない、困っているお年寄りの農地をどうにかする、目に見えて活動する頼られる農業委員会にしなければと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。今、後藤委員が言われたように農業委員会一丸となって活動したいと思いますので、ご協力をお願いします。

議長

他に質疑はありませんか。

委員

[ありません]の声多数

議長

他に質疑はありませんか。無いようありますので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。「議案第 32 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長

挙手全員です。

議長

挙手全員により、「議案第 32 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり決定されました。

議長

これをもちまして、令和2年第6回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後3時43分)

議事録署名委員 2番委員 麻生祐三子

〃 3番委員 後藤綾子